

奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十一号

奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例

奈良県森林環境税条例（平成十七年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。